

磐田市指定管理者制度運用指針

平成 18 年 8 月

磐 田 市

第1 はじめに

本市では、市民ニーズに応じた行政サービスの提供を目的に、集会施設、文化・体育施設、福祉施設及び観光施設等の公の施設を設置し、また、効率的な管理運営とサービスの向上を図るため、一部施設について、市が出資する団体等に管理を委託してきた。

一方で、地方交付税の改革や社会保障費の増大等を反映し、市の財政は、益々厳しさを増し、限られた財源や人材を真に必要な分野に重点的に配置することが求められ、公の施設についても、より効率的な管理運営が必要となってきた。

このような状況の中で、平成15年6月、地方自治法の一部が改正され、これまで地方公共団体が出資した法人又は公共団体、公共的団体に限定して委託することが可能であった「管理委託制度」が廃止され、地方公共団体が指定する指定管理者に管理を代行させる「指定管理者制度」が導入された。

指定管理者制度は、公の施設のより効率的・効果的な管理を目指して、公の施設の管理主体の範囲を民間事業者等に拡大するとともに、使用許可等の権限も行使できることとすることにより、民間事業者が有する高度な専門的知識や経営資源を積極的に活用し、住民サービスの向上と行政コストの縮減等を図ることを目的とするものである。

本指針は、地方自治法の改正の趣旨を踏まえ、公の施設のあり方や方向性を十分精査し、見直しを実施した上で、指定管理者制度に適切に対応するため制度導入についての基本的考え方、取組方針等を定め、もって行政の効率化・スリム化等を目的として策定するものである。

第2 対象施設

平成17年4月1日に指定管理者制度に移行した35施設（現行32施設）に、現在、直営で管理しているものを含め、すべての公の施設を見直しの対象とする。

第3 公の施設のあり方と見直し基準

本市は、平成17年4月1日、この地域の更なる発展と住民福祉の向上を図るため5市町村が合併し誕生したが、結果として、この合併により、同種の施設等を多数有することとなった。

このような状況等を踏まえ、公の施設の設置目的や真に必要な施設数を検討し、市民ニーズに対応した効率的な施設配置等を行うため、平成17年度に策定した磐田市行財政改革大綱及び同実施計画に基づき、施設の設置目的、類似施設の整備状況、施設の管理方法、利用状況、費用対効果など、それぞれの施設の状態全般、また、市が引き続き当該施設を設置する必要があるかどうかについて検証し、次のような基準に基づき見直しを行うこととする。

(見直し基準)	
(1) 施設の設置目的が達成され、施設設置の必要性が薄れている施設	廃止
(2) 老朽化し、かつ利用率が低い施設	廃止
(3) 他の市有施設や事業で、その機能を代替することが可能な施設	廃止
(4) 民間により類似施設が設置されている、あるいは類似のサービスが提供されている施設	廃止
(5) 利用率が低いなど市民ニーズと隔離しており、引き続き公の施設として存続させることが適当でない施設	廃止又は民間移譲
(6) 先導的役割を果たすなどのため市が設置したが、民間等によるサービスが定着した施設	廃止又は民間移譲
(7) 民間などで実施可能なサービスを提供している施設	廃止して民間移譲
(8) 市民ニーズの変化や管理に要する経費が多額等のため、管理のあり方について再検討すべき施設	規模・機能の縮小 運営方法改善
(9) 施設の運営にボランティア・NPOなどの市民の主体的な参画が得られる施設	運営方法改善

第4 指定管理者制度導入についての基本的な考え方と判断基準

1 指定管理者制度導入についての基本的な考え方

本市では、指定管理者制度移行に合わせ、平成17年4月より、従来から外郭団体等へ管理運営を委託していた35施設（現行32施設）について、当面、当該外郭団体等を指定管理者と位置づけ、先行して指定管理者制度を導入してきた。

平成17年度に策定した磐田市行財政改革大綱及び同実施計画においては「民間でできるものは民間に委ねる」ことを基本としており、この方針に基づきながら、今後についても、次の視点に立って、指定管理者制度の適正かつ積極的な活用を図るものとする。

【指定管理者制度導入にあたっての視点】

- 社会経済情勢や市民ニーズの変化などを踏まえ、施設の現状及び今後の管理運営について点検・見直しを行い、指定管理者制度の積極的な活用に努める。
- 施設が提供するサービスの充実や利用率の向上、また、管理コストの削減の観点から、広く民間事業者の参加を促し、民間ノウハウの活用を積極的に進める。
- 指定管理者選定にあたっては、透明性・公平性に十分配慮するとともに、施設の適正利用とこれに対する市民の信頼が確保できる仕組みとする。

2 指定管理者制度導入の適否の判断基準

指定管理者制度導入の適否の判断は、当該公の施設のあり方に関する検証結果を得た上で、市として関与の必要性のある施設については、次の7つの判断基準等を参考にして、指定管理者制度を継続・移行するか、直営にするかの検討を行い、今後の管理運営方針を決定することとする。

(判断基準)	
基準項目	
(1) 管理・運営についての法的規制	法律等により、民間事業者等が行うことに明確な制約がない。
(2) サービスの拡大・充実	民間事業者等の能力やノウハウを活用することにより、市民ニーズにあったサービスの向上が期待できる。
(3) 経費の縮減	民間事業者等に管理を委託することで、管理運営コストの縮減が期待できる。
(4) 事業者の存在	民間事業者等が同種又は類似するサービスを提供している。
(5) 採算性の確保	独立採算による管理・運営が期待できる。
(6) 平等性・公平性の確保	利用の平等性、公平性（守秘義務の確保等を含む）について、民間事業者でも十分確保することができる。
(7) サービスの特殊性・専門性	施設が提供するサービスの専門性や特殊性、施設の規模等を勘案して、民間事業者等も行うことができる。

※「はい」という判断項目が多いほど指定管理者制度を導入すべき施設であると考えられる。

第5 指定管理者制度導入の推進体制等

1 実施計画の策定

指定管理者制度を効果的に導入するため、各部局及び所管課における公の施設のあり方に関する検証及び管理運営方針の検討を踏まえて、指定管理者制度導入等の取組に関する実施計画を策定し、実施可能なものから、順次、取り組むものとする。

また、各部局及び所管課においては、毎年度、公の施設のあり方に関する検証及び管理運営方針の検討を行い、その結果を踏まえ、必要に応じ、実施計画の見直しを行い、継続的に指定管理者制度の導入等に取り組んでいくものとする。

2 取組の推進体制

(1) 全庁的な推進体制

指定管理者制度導入等の取組の全庁的な推進状況を総括するとともに、指定管理者制度導入等の取組の総合的な調整・推進は、磐田市行財政改革推進本部が行う。

(2) ワーキンググループの設置

各部局及び所管課における指定管理者制度等の取組の推進・調整・支援を行うため、必要に応じて磐田市行財政改革推進本部にその補助機関としてワーキンググループを置く。

第6 指定管理者指定の手続き

1 指定の期間

指定期間は、管理業務を開始する日から起算して5年を標準として、施設の性格や設置目的等を勘案して、施設ごとに設定する。ただし、施設によって合理的な理由がある場合は、別途定めることができることとする。

2 利用料金制度

指定管理者制度の導入に合わせて、施設の利用に係る料金を指定管理者の収入とする利用料金制度の活用を検討する。特に収益性の高い施設については、併せて利用料金収入の一定の割合を市に納入させる制度の活用も検討する。

利用料金制度等の活用の有無については、施設の性格に応じて決定する。

利用料金制度を活用する場合は、原則として、条例で定める利用料金の範囲内で、指定管理者が市の承認を受けて利用料金を定める。

3 条例の制定

指定管理者制度の導入を決定した施設については、各所管課で個々の設置条例ごとに指定の手続、管理の基準及び業務の具体的範囲等について規定することとする。なお、条例で規定すべき事項については、具体的内容がそれぞれの施設で異なるため、それぞれの公の施設の条例において規定することとする。

(条例で定める事項)

(1)指定の手続

申請の方法、選定基準等

(2)指定管理者が行う管理の基準

住民が公の施設を利用するにあたっての基本的な事項、公の施設の管理上必要不可欠な業務運営の基本的事項

(3)指定管理者が行う業務の範囲

施設ごとにそれぞれの施設に対応した管理運営業務

(4)その他必要な事項

事業報告書の提出、指定の取消等

4 指定管理者の募集方法

指定管理者の募集にあたっては、原則として、公の施設ごとに、公募により行うこととする。ただし、複数の施設の管理運営を同一の指定管理者に行わせることが適当と判断される場合は、一括して募集を行うことができる。

また、募集要項及び業務内容を詳細に記載した仕様書は、各施設所管課において、各施設ごとに作成する。

(1) 公募の実施について

公募を実施するときは、次に掲げる事項を広報誌や市ホームページに掲載するなど適切な方法により公表することとする。

(募集明示事項)

- ① 公の施設の概要（名称、所在地、建物概要等）
- ② 当該公の施設の前年度における利用者数、決算その他運営に係る事項
- ③ 指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲
- ④ 指定の期間
- ⑤ 利用料金制の有無
- ⑥ 申請者の資格及び申請方法
- ⑦ 申請に係る提出期限
- ⑧ 選定の基準
- ⑨ その他市長が必要と認める事項

(2) 公募を行わない場合

公の施設の性質、規模、機能等を考慮し、設置目的を効果的かつ効率的に達成することを目的に、公募によらずに特定の団体等を指定管理者に選定することができる。

ただし、公募によらない選定は、次に掲げる場合のほか合理的な理由がある場合に限定するものとし、指定管理者選定委員会による審査を得て、選定することとする。

(公募を行わない場合)

- | |
|--|
| ① PFI法の活用により一定期間、施設の管理運営をする団体を指定する場合 |
| ② 専門的かつ高度な技術、ノウハウなどを有する特定の団体を指定することが適切な施設の管理運営に資すると認められる場合 |
| ③ 地域等の活力を積極的に活用した管理を行うことにより事業効果が相当程度期待できると認められる場合 |
| ④ 施設管理上緊急に指定管理者を指定しなければならない場合 |
| ⑤ その他施設の性質又は目的から特定の団体を指定することが適切な施設の管理運営に資すると認められる場合 |

(3) 申請者の資格

申請者の資格は、次に掲げる事項のほか、公の施設ごとに定める。

(資格要件)

- ① 団体であること（法人格の有無は問わないが、法律上、個人は指定管理者になることはできない。）。
- ② 団体又はその代表者が次の者に該当しないこと。
 - ア 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - イ 本市において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
 - ウ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
 - エ 地方自治法第244条の2第11項の規定による指定の取消しを受けたことがあり、その取消しの日から2年を経過しない者
 - オ 地方自治法施行令第167条の4第2項（同項を準用する場合を含む。）の規定により本市における一般競争入札等の参加を制限されている者
 - カ 本市における指定管理者の指定の手續において、その公正な手續を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - キ 国税又は市税を滞納している者

第7 指定管理者選定委員会の設置

公の施設の指定管理者の候補者（以下「候補者」という。）の選定及び適正な管理運営の履行の確保に関し必要な事項を審査するため、指定管理者選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置する。

1 組織

- (1) 選定委員会は、副市長、総務部長、企画財政部長、生活文化部長、生活環境部長、健康福祉部長、産業振興部長、建設部長及び教育委員会事務局長をもって組織する。

ただし、委員は、所管する部局に関する審査について、その議事に参与することができない。
- (2) 委員長は副市長を、副委員長は企画財政部長をもって充てる。
- (3) 必要があるときは、外部の専門知識を持った者等を臨時の委員として置くことができる。

2 所掌事務

- (1) 指定管理者の候補者の選定に関すること。
- (2) 指定の取消し、停止その他指定管理者に協定の不履行があったときの処理に関すること。
- (3) その他委員長が必要と認める事項。

3 選定基準

選定委員会は、候補者を選定する場合には、複数の団体等から事業計画書を取り、最小の経費で最大限の施設サービスを提供できるよう、次の選定基準に照らして、サービスの質、コストその他の各種要素を総合的に評価して決定する。

(選定基準)
(1) 施設の設置目的が達成されるものであること。
(2) 住民の平等な利用の確保及びサービスの向上が図られるものであること。
(3) 公の施設の効用を最大限に発揮できるものであること。
(4) 公の施設の適切な維持及び管理並びに管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
(5) 公の施設の管理を安定して行う人員、資産その他の経営の規模及び能力を有していること。
(6) 管理業務を通じて取得した個人に関する情報の適正な取扱いを確保することができるものであること。
(7) その他選定委員会が必要と認める事項
※上記の選定基準をもとに施設ごとに具体的な選定基準を設定することとする。

第8 指定管理者との協定の締結

指定管理者制度の透明性を高めるため、次に掲げる事項について、指定管理者と協定を締結する。

なお、指定期間全体に及ぶ事項については基本協定、委託料のように毎年度取り決めるべき事項については年度協定として締結するものとする。

(協定書に定める事項)

○ 基本協定

- (1) 総則（基本協定の目的、指定の意義、管理物件、指定期間 等）
- (2) 業務の範囲と実施条件（管理の基準、業務の範囲と内容 等）
- (3) 業務の実施にあたっての留意事項
(改修、緊急時の対応、個人情報の管理 等)
- (4) 備品等の取扱い
- (5) 市による監督（事業計画、事業報告、改善勧告 等）
- (6) 委託料及び利用料金
- (7) 損害賠償及び不可抗力
- (8) 指定期間の満了（引継ぎ 等）
- (9) 指定期間満了以前の指定の取消し
- (10) その他必要な事項

○ 年度協定

- (1) 年度協定の目的
- (2) 当該年度の業務内容
- (3) 当該年度の委託料
- (4) その他当該年度の業務の実施にあたり決定すべきこと

第9 見直し手順のフロー

